

第453回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和7年4月24日（木）
- 2 開催年月日 令和7年5月20日（火）午後1時30分から午後2時43分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階 大会議室
- 4 出席者

委員（13名）

小川原 泉 委員、亘理 榮好 委員、砂田 光保 委員、菊地 敏克 委員、山崎 義広 委員、
大村 文雄 委員、畠山 康男 委員、川戸道 達三 委員、熊谷 正樹 委員、
平井 俊朗 委員、島田 悦作 委員、菊地 克昌 委員、小林 洋介 委員
[欠席2名：斎藤 千加子 委員、天野 勝文 委員]

岩手県（15名）

森山水産担当技監、筒井技術参事兼総括課長、野澤漁業調整課長、藤原振興担当課長、
中野主任主査、前川技術専門幹、松川技師、片寄技師、阿部技師、工藤沿岸広域振興局
技術参事兼水産部長、佐藤宮古水産振興センター所長、志田大船渡水産振興センター所
長、阿部県北広域振興局水産部長、太田水産技術センター所長、加賀漁業取締事務所次
長

事務局（3名）

横沢事務局長、大野事務局次長、渡邊主任

傍聴者（1名）

佐々木 安彦

報道関係者（0名）

5 委員会の議事

- 第1号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）
- 第2号議案 海区漁場計画の変更案について（諮問）
- 第3号議案 公聴会の日時及び場所の決定について
- 第4号議案 太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について

6 その他

7 委員会の経過

横沢事務局長

それでは、定刻となりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

亘理会長

ただ今から、第453回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。

開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席をいただきありがとうございます。

また、県からは、関係職員に出席をいただき御苦勞様でございます。

さて、本日御審議いただく議案は、県からの諮問2件のほか「公聴会の日時等の決定」並びに「太平洋広域漁業調整委員会委員の互選」となっております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

横沢事務局長

どうもありがとうございました。

それでは、これからの議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

亘理会長

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員を確認をさせていただきます。

本日は、斎藤委員、天野委員の2名が欠席でございますが、13名の委員に御出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてであります。岩手海区漁業調整委員会会議規程、第8条第2項の規定により、私から、指名させていただきます。

議事録署名委員について、砂田委員と、平井委員をお願いいたします。

亘理会長

それでは、第1号議案「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

横沢事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料、こちらを御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第1号議案、「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。

要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条第1項第2号、第11号及び第14号に掲げる知事許可漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります、県漁業調整規則及び漁業法の規定につきましては、資料の13ページ以降に抜粋して整理してございます。初めに13ページを御覧願います。

関係する箇所を太字で標記しておりますが、今回の制限措置等を定めようとする漁業は、県漁業調整規則、第4条第1項第2号の「なまこ漁業」、第11号の「いか釣り漁業」及び第14号の「いるか突棒漁業」が対象でございます。

15ページを御覧願います。漁業法の抜粋ですが、漁業法第42条第1項では、都道府県知事は許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、

漁具の種類、その他の規則で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないこと、また第3項には、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことが、規定されております。

それでは、1ページを御覧願います。令和7年5月15日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。

その後の本文につきましては、諮問の根拠となる法令とその関係条項が整理されておまして、結びに、当委員会の意見を求めることが記載されております。

2ページ以降に、対象となる漁業の制限措置の内容等について資料を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

野澤漁業調整課長

水産振興課、私、野澤と申します。よろしくお願い申し上げます。それでは、第1号議案、知事許可漁業の制限措置等について、御説明をいたします。

初めに、資料の10ページ、「知事許可漁業の制限措置等の設定について」を御開き願います。恐れ入りますが、以降着座にて御説明をさせていただきます。知事許可漁業の許可申請の募集に当たりましては、許可すべき船舶や漁業者の数など、上段の表で着色した項目がございますが、そちらを制限措置として定めており、その内容をあらかじめ公示することとされております。前回の同委員会におきましては、繁殖期のあわび漁業となまこ漁業でございましたが、今回お諮りするのは(3)の一つ目の表、操業区域を岩手県沖合海域とする知事許可漁業の種類うち、10いか釣り漁業と13いるか突棒漁業、二つ目の表、操業区域を共同漁業権区域内とする知事許可漁業の種類のうち3なまこ漁業、次の11ページにございます三つ目の表、操業区域を共同漁業権が設定されていない海域とする知事許可漁業の種類のうち、2なまこ漁業でございます。

今回の諮問の対象とする漁業に係る制限措置につきまして御説明をさせていただきますので、2の制限措置のうち、許可及び起業の認可をすべき船舶等の数を御覧ください。まず1の操業区域を共同漁業権区域内とするなまこ漁業についてでございます。アのなまこ漁業とイのなまこ潜水器漁業のうち、(ア)については、共同漁業権区域内におきまして操業できる漁業権者等がなまこを採捕する漁業となっておりますので、公示する許可の数は「定めなし」とするものでございます。続いて、イのなまこ潜水器漁業のうち、(イ)につきましては、第二種共同漁業権区域内において、漁業権者から同意を得た者がなまこを採捕するものであり、要望のあった二共第1号漁場について、1件の許可枠を公示しようとするものでございます。次に(2)の操業区域を共同漁業権が設定されていない海域とするなまこ漁業につきましては、要望調査の結果を踏まえ合計150件の許可枠を公示しようとするものでございます。

続きまして、(3)の操業区域を岩手県沖合海域とするいか釣り漁業について、御説明いたします。当該漁業におきましては、道県ごとに相互の許可数の調整を行ってきた経緯が

あることから、令和6年12月31日現在の道の許可件数71件を基準といたしまして、業界団体等の意見を踏まえ、令和7年2月13日開催の第451回海区漁業調整委員会に諮問を行いまして、令和7年3月14日付けで公示を行っておりました。今回北海道から公示残枠に対する追加の公示要望がございまして、業界団体等の意見及び公示した件数の範囲内であったことから、12ページのとおり1件の許可枠を追加で公示しようとするものでございます。この追加の公示要望の理由ということでございますが、岩手県沖合での操業を希望していた方がお亡くなりになったということで、その相続人の方も本県沖での操業希望されていたということで、相続手続きに時間を要してしまったということで、前回の許可申請の期間中に申請書類を提出することができなかったということで、今回、追加1件の要望があったということでございます。

最後に(4)操業区域を岩手県沖合海面とするいるか突棒漁業について、でございます。

当該漁業については、令和6年12月末現在の許可件数36件を基準といたしまして、要望調査の結果を踏まえ、要望のあった計31件の許可枠を公示しようとするものでございます。ただ今御説明させていただきました内容を反映させた公示案につきましては、なまこ漁業につきましては、2から6ページ、いか釣り漁業につきましては7ページ、いるか突棒漁業につきましては、8から9ページにそれぞれ公示の案をお示してございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

亘理会長

ただ今、第1号議案について、事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

(熊谷委員「はい」の発声)

亘理会長

はい、お願いいたします。

熊谷委員

すみません。いるかの突棒ですけれども、前回3年前ですか、その時もかなりの数から希望をとって30数件に減ったと記憶しているんですが。今回もかなり減っているということで、実際いるかの水揚げっていうのは、かなり減少してきているのですか。もしお分かりであれば教えてください。県内の水揚げで構わないです。

野澤漁業調整課長

申し訳ないです。漁獲の取りまとめとかは行ってないんですけれども、現場の話ではやはり隻数もさることながらやはり数は減っていると聞いております。全体の資源については、今用意できていないので次回報告させていただきたい。

熊谷委員

かつては、釜石周辺でかなりの隻数が突棒に従事していたと聞いてますが、どんどん減っており、後継者問題もあり大変だなと思っています。変な質問をしてすみません。

亘理会長

よろしいですか。

熊谷委員

はい。

(島田委員「はい」の発声)

島田委員

岩手県立大学の島田です。今の質問に関連して該当する魚ですね、なまこ、いか、いるかの生態を調べてもらいたい。把握されていないということなので、先ず生態を把握してもらって、その上で減少しているか、増加しているかということについて議論すべきだと思いますからお願いしたいと思います。

(山崎委員「はい、すみません。もう少し高い声で、はっきり喋ってもらわないと、私耳が遠いものだからお願いします。」)

島田委員

すみません。いかですとか、なまこですとか、いるかについて、審議していますが、生態を把握してもらいたいので調査してもらいたいと思います。それを踏まえて増えたとか減ったとかについて分析ができるのであります。まずは生態を把握してもらいたいと思います。よろしくお願いします。今の質問に関連した情報ということで理解してもらいたいと思います。

(漁業調整課長挙手「はい」)

亘理会長

はい。

野澤漁業調整課長

漁獲量等は、統計の方で把握はしてございますが、今回は許可枠ということで、漁業調整の部分に絡んでくる部分がございまして、ちょっと資源の部分はまた別途また御報告ということになるんですけれどもいずれ漁獲量の推移について把握しておりましたし、アワビ等につきましても、近年の海洋環境の変化等でやはり減少傾向にあるということもトレンドとしては把握してございます。

島田委員

表面的なデータだけではなかなか議論ができないので、生態です。漁獲量も今後の許可を議論するにしてもどういう変化があるのかということをもまず把握しないと現実的な審議は難しいのかなと思います。岩手で減っても他で増えている可能性もありますし、その辺大局的な視点からも調べてもらいたいと思います。学術的な観点からの話でもあるのでそのへん御理解いただければと思います。

野澤漁業調整課長

御質問ありがとうございます。あわびとかなまこにつきましては、所謂栽培漁業ということでやはり資源の下支えということで種苗放流等行って、まず資源の把握なんかはして

おりますし、粹取り調査等でも資源評価は行っているところでございますので、そういった部分の状況についても、水産技術センターの所長がおりますので、コメントいただけるかと思います。

亘理会長

よろしくお願いします。

太田水産技術センター所長

水産技術センターでございます。委員の方からお尋ねがありました今回の対象種、するめいかですとか、そういった魚につきましては、水産技術センターもなんですけれども、国全体です、大きく広域的を回遊している魚については、資源量の調査とか資源状況の把握というものは行ってございます。現在、すみません資料を手元に持っておりませんので、細かな動向等はございませんが、各県が国の方で調べたデータを元にしてTACということで資源量と漁獲可能量を示されて、その中から各県に振り分けをされているものもでございます。また、あわび、うに等磯根資源につきましても、技術センター等で全県的ではないですが、特定の調査定点等を定めて資源状況等の把握ということにつきましては、試験場の方の業務として行っているところでございます。

島田委員

はい、わかりました。今、手元に無いということですので、何らかの形でデータ、情報、資料提供していただければと思います。

亘理会長

よろしいですか。

(野澤漁業調整課長挙手)

亘理会長

はい。

野澤漁業調整課長

先ほど委員の方からいるかの話が出ておりましたが、手元に資料がございましたので、御紹介させていただきます。ちなみに本県のいるかの突棒漁業の概要になりますが、許可隻数は、先ほど委員の方がおっしゃていただきましたが、減少傾向ということで、例えば、平成30年ですと59隻あったものが、令和5年で35隻と、捕獲頭数につきましては、平成30年は864頭に対して、令和5年が344頭ということで、委員ご指摘の通りやはり、漁獲も隻数も減ってきているというような状況は裏付けられるかと思います。補足でございました。

熊谷委員

すみません。ありがとうございました。

亘理会長

島田先生、よろしいですか。

島田委員

はい、わかりました。

亘理会長

他に御意見ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

亘理会長

なければ、お諮りをいたしますが、第1号議案について、異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

亘理会長

はい、ありがとうございます。賛成多数ですので、異議のない旨、答申することに決定いたします。

第1号議案終了

亘理会長

続きまして、第2号議案「海区漁場計画の変更案について(諮問)」を上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。

横沢事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、水色の表紙の資料を御準備願います。

恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第2号議案「海区漁場計画の変更案について(諮問)」。

要旨、岩手県知事から「令和5年10月4日付けで公示した岩手海区漁場計画について、漁業法第64条第8項において準用する同条第3項の規定により、区画漁業権の一部を変更する計画案を作成したことから、同条第8項において準用する同条第4項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します海区漁場計画の作成の手続きに係る漁業法の規定について御説明しますので、17ページを御覧願います。

中段より下のところ、第64条において、順序立てて規定されておりまして、県は、同条第1項から第3項の規定に基づいて、利害関係人の意見を聴き、計画の内容を検討した上で「海区漁場計画の案を作成する」とこととされ、同条第4項で「海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない」とこと、同条第8項で「前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する」とことが規定されており、これが諮問の根拠となるものでございます。

なお、同条第5項につきましては、この後、御審議いただく第3号議案に関連する公聴会に係る規定であり、「海区漁業調整委員会は、県が作成した海区漁場計画の案について

意見を述べようとするときは、公聴会を開いて、利害関係人の意見を聴かなければならない」こととされ、変更案についても準用されているものでございます。

それでは、1ページを御覧願います。令和7年5月13日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。

標題は「岩手海区漁場計画の案について（諮問）」、本文は、先ほど要旨で説明した内容が記載されており、2ページ以降に海区漁場計画の変更案が示されております。

委員の皆様には、県から諮問のありました、海区漁場計画の変更案について答申するに当たり、事前に開催する必要がある公聴会のための縦覧資料として良いか、御審議いただくものでございますが、具体的な内容につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

野澤漁業調整課長

水産振興課野澤でございます。海区漁場計画の変更案につきまして御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、以後着座にて御説明させていただきます。今回諮問をさせていただく漁業法第62条第1項に基づきます海区漁場計画については、県が漁業権を免許する際に作成を要する計画となりますが、始めに漁業権の制度につきまして簡単に御説明させていただきます。資料は19ページ、最後のページになります。こちらの参考資料と書いております資料を御覧ください。これは水産庁のホームページより抜粋したものになりますけれども、1といたしまして漁業権制度に関する項目、こちらを御覧ください。上段の箱書きの一つ目の黒丸でございますが、漁業権制度とは、都道府県知事の免許を受けて、一定の水面におきまして排他的に特定の漁業を営む権利を取得する制度であるということです。もう一つ飛びまして、三つ目の黒丸になりますが、その漁業権を大別いたしますと、下の方にあります一つ目が共同漁業権、二つ目が区画漁業権、三つ目が定置漁業権、三種類ございまして、その下にはそれぞれの漁業権の概要を示してございます。原則ですね、漁業権の存続期間が満了する5年あるいは10年毎に全国一斉に漁業権の切替えが行われるということになってございまして、現在の漁業権は、令和5年度に免許を付与したのになります。次に中ほどの2におきましては、漁業権を免許する際の手続について、示してございます。下には左から右側に時系列に並べる形でフロー図を示してございますが、まずは左から県は関係者からの要望聴取や必要に応じて漁場等の状況を調査し、調査の結果内容を踏まえて、県が漁業権を設定することが海面の総合的な利用、漁場利用の高度化の推進、促進に繋がると判断した場合、海区漁場計画の素案を作成いたします。この漁場計画とは、フロー図の上の米印で示してございますが、そちらで解説しておりますが、漁業権を免許するにあたりまして、漁業法第62条第2項で示された漁場位置や漁業種類、漁業時期や関係地区等の具体的な内容を定めた計画になります。この計画の素案は、パブリックコメントにより、広く利害関係者から意見聴取をしたうえで、海区漁場計画の案として作成し、漁業法第64条第4項に基づきまして海区漁業調整委員会の意見をお聴きした上で計画を決定、公示するという流れになってございます。その後は、公示された漁場計画

に基づきまして免許申請を募り、漁業法第72条に基づく申請者の適格性等につきまして、海区委員会の意見を聴いた上で免許の判断を行うという流れとなります。なお、参考といたしまして16ページになります。16ページでございますが、こちらは今回の諮問に至るまでの、これまでの事務処理経過と今後の予定につきまして表で整理させていただいておりますので、御目通しいただければと思います。中ほどの太線で囲っているところが本日の案件となっております。最後に、19ページの資料にお戻りいただきまして、下段の3の途中免許の取扱についてでございます。先ほど漁業権は5年あるいは10年の存続期間満了時に原則全国一斉に切替免許されると御説明したところでございますが、この一斉切替の時期以外の途中免許の取扱いに関しましては、令和2年12月に施行となりました新漁業法、改正漁業法とも呼んでおりますが、こちらの運用のなかで海面の総合的な利用や漁場利用の高度化を促進するため、漁場利用の変化、社会経済状況や海況の変化に応じて海区漁場計画を検討し、見直すことは重要であるとする国の考え方が示されておりまして、存続期間中の変更や新規の免許についても柔軟な対応が可能となっており、変更する手続きは、上段2の流れを準用することになっております。今回の案件は、令和5年9月1日に免許した第一種区画漁業権につきまして、海洋環境の変化に対応し、漁場利用の高度化を促進するためにぎんざけ等の魚類養殖を漁業権の対象に加えることを内容とする漁場計画の変更となりますが、この既存の漁場計画を変更する場合に於きましても、先ほど御説明した通り、免許の手続と同じ内容を行っていく必要があることから、この変更案について委員会の意見をお伺いするものでございます。

それでは、今回の海区漁場計画の変更案につきまして御説明をいたします。県では先ほど御説明いたしました令和5年度の漁業権一斉切替に当たって、最終的に令和5年10月4日付けで共同、区画、定置漁業権を一括した海区漁場計画を作成しております。今回はその中の区画漁業権、養殖を行う権利で3漁場に係る計画を変更するものであり、お手元の資料につきまして対象となる変更計画箇所について抜粋し、作成してございます。それでは6ページの海区漁場計画の変更（案）説明資料となっております。6ページを御開き願います。下段には参考といたしまして県下第一種区画漁業権の概要を整理してございますが、現在の免許の件数はトータルで134件となっております。このうち、上の表のとおり今回計画を変更する漁業権漁場は宮古漁業協同組合の一区第120号と広田湾漁業協同組合の一区第332号及び第333号の3か所でございます。いずれも漁業の名称にさけ・ます小割式養殖業を追加するもので、上段二重丸の印で示した箇所になります。その他の漁場の区域、関係地区、条件は現行通りで変更はございません。次に7ページを御開き願います。変更（案）の新旧対照表を示してございますが、左側には変更前、右側には変更後でございます。変更点につきましては下線で示してございます。今回の変更は、先ほど御説明しました漁業の名称にさけ・ます小割式養殖業を追加することに加えて、共通してクで変更後の免許予定日を令和7年10月1日とすること、ケでその申請の期間につきまして今後委員会から答申を頂いた後で漁場計画を決定し公示することとなりますが、この公示

の日から同年7月31日までとする予定としてございます。なお、漁場の区域には、変更がございませんので、漁場図自体の変更はありませんが、ご参考までに13ページから15ページに予定されている養殖施設、これ生簀になります、およそその設置場所を赤色の点線で示した漁場図としてお示ししてございます。13ページの一区第120号につきましては、御覧の区域に初年度は、一辺8.3メートルの八角形の生簀を2基設置し、100トンのぎんざけを生産する計画でございまして順次規模を拡大していく予定となっております。また14ページの一区第332号と15ページの一区第333号では、それぞれ令和5年度までに定置網が敷設されていた御覧の区域に初年度は、直径25メートルの円形生簀一基ずつを設置しぎんざけ150トン、トラウト100トンを生産する計画でこちらも順次規模を拡大していく予定となっております。説明は以上となりますが、今回お諮りする海区漁場計画の変更案につきましては、貴委員会から答申を頂いた後、決定、公示をいたしますが、その間に表現の仕方や国の方から指導等がある場合もございますので、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、県に御一任いただきますようお願いいたします。以上よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

亘理会長

ただ今、第2号議案について、事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

(平井委員「はい」の発声)

亘理会長

はい。

平井委員

岩手大学の平井でございます。ちょっと確認させて頂きたいのですが、広田湾の方は魚類養殖の免許は今回が新規だと思うんですが、宮古湾の方は既にトラウトの免許があったと思うんですけれど、区画が違うんですか今回は。

野澤漁業調整課長

既にある以外の別の場所でございます。

平井委員

区画の場所としては同じ120号の中にトラウトに加えてギンザケ？私、正確に把握していないので教えていただきたい。

野澤漁業調整課長

今回新たにその区画の赤で示した枠が新規に計画するものです。

平井委員

今既に動いているトラウトの漁業権は同じ区画の中にあるんですか。

野澤漁業調整課長

今行われている区画は、隣の一区第121号長磯前が既存で行われている場所で、今回はその下の120号白浜という所でございます。

平井委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

亘理会長

よろしいですか。

平井委員

はい、わかりました。

(山崎委員「はい」の発声)

亘理会長

はい。

山崎委員

基本的には大賛成でございます。というのは御承知のとおり、昔獲れておりましたサケが皆無状態ですので、今後はこういうさけあるいはます類関係の養殖を大いに、大々的にやるのに私は大賛成でございます。異議ありません。以上です。

亘理会長

他にございませんか。御意見がなければお諮りしますが。

(「はい」の発声あり)

第2号議案について、県が作成した海区漁場計画の変更案を、公聴会のための縦覧資料とすることにし、内容の変更を伴わない字句等の修正については県に一任することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、計画の変更案を公聴会のための縦覧資料とすることに決定いたします。

第2号議案終了

続きまして、第3号議案「公聴会の日時及び場所の決定について」を上程いたします。
事務局から説明をお願いします。

横沢事務局長

それでは、第3号議案について御説明いたしますので黄色の表紙の資料、こちらを御準備願います。

恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第3号議案「公聴会の日時及び場所の決定について」。

要旨、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項において準用する同条第5項の規定により、公聴会の日時及び場所を決定しようとするものでございます。

先ほど御審議いただきました第2号議案の海区漁場計画の変更案について、後日、答申するに当たり、委員会が主催する公聴会を開く必要があることから、公聴会の日時等を決定し、公示しようとするものでございます。

4 ページ、一番後ろのページですけれども御覧願います。

上段に漁業法の抜粋をお示ししておりますが、公聴会を開催する根拠につきましては、第 64 条第 5 項の規定及び同条第 8 項の準用規定となります。

第 64 条第 5 項では「海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。」と規定されており、同条第 8 項に海区漁場計画の変更について準用する旨規定されております。

次に 2 ページを御覧願います。公聴会の手続きに関して必要な事項を定めた規程でございますが、第 2 条で「委員会において公聴会を開催しようとするときは、あらかじめその決議をしなければならない」こと、第 4 条では「公聴会を開こうとするときは、その期日の 5 日前までに、公聴会の日時、場所及び意見を聴こうとする案件を公示する」こと、

第 6 条では、公聴会における公述人の範囲は「漁業権者、入漁権者、漁業権漁業の経営者、漁業協同組合関係者、その他利害関係を有するものと認められる者」と規定されておりまして、この各条の規定と漁業法第 64 条第 5 項の規定に基づき、10 月 1 日の免許に向けた今後のスケジュール等を勘案して、公聴会の開催日時等の案を作成したところでございます。

なお、この公聴会を開催するに当たり、留意事項について、下線を引いておりますので、後ほど、御確認いただければと存じます。

それでは、1 ページを御覧願います。公聴会の日時等の公示案になります。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会公示第 号、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条第 8 項において準用する同条第 5 項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公示日につきましては、本日御承認いただければ、令和 7 年 5 月 30 日を予定しております。

1 の公聴会の日時及び場所でございますが、令和 7 年 6 月 24 日 火曜日 午後 1 時 30 分から、岩手県盛岡市内丸 16 番 1 号、岩手県水産会館 5 階大会議室、この会場としております。

2 の公聴会において意見を聴こうとする案件につきましては、県から諮問のありました海区漁場計画の変更の案でございます。

海区漁場計画の変更の案の縦覧場所につきましては、3 として、(1)沿岸各市役所及び町村役場、(2)広域振興局の水産部及び水産部水産振興センター、(3)岩手海区漁業調整委員会事務局としております。

以上が、公聴会の開催に係る公示案でございます。

なお、この公示案につきましては、県報登載に当たり、今後、県の法規担当と協議する必要があることから、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては事務局に御一任いただきますよう、お願いいたします。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

亘理会長

ただ今、第3号議案について、事務局から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

（「異議ありません」、「無し」の発声）

亘理会長

御意見がなければ、お諮りいたします。第3号議案について、原案のとおり、公聴会を開催することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については事務局に一任することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

全員賛成ですので、原案のとおり開催することに決定いたします。

第3号議案終了

亘理会長

続きまして、第4号議案「太平洋広域漁業調整委員会の互選について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

横沢事務局長

それでは、第4号議案について御説明いたしますので、緑色の表紙の資料、こちらを御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第4号議案、「太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について」。

要旨、県農林水産部水産振興課総括課長から、漁業法（昭和24年法律第267号）第153条第2項第1号の規定による太平洋広域漁業調整委員会委員の互選及び報告について依頼がありましたことから、互選いただくものでございます。

広域漁業調整委員会の概略と併せて委員の互選の根拠について、御説明いたします。

初めに、資料の9ページ、一番後ろのページですけれども、こちらを御覧願います。水産庁のホームページから抜粋した広域漁業調整委員会の概略でございます。

広域漁業調整委員会につきましては、1の「委員会の設置」にありますように、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が、大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、平成13年の漁業法の改正により、国の常設機関として設置されたものでございます。

この広域漁業調整委員会は、大きく3つの委員会に分かれておりまして、岩手海区は北海道から宮城県までの太平洋側の18都道県で構成されている、太平洋広域漁業調整委員会に入っております。

2の「委員会の機能について」ですが、広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する(1)から(3)の事項について協議調整を行うこととされております。

3の「委員の構成等について」ですが、各委員会は、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者、学識経験者で構成され、このうち、太平洋広域漁業調整委員会の委員数は28名となっております。

3ページを御覧願います。第6期の委員名簿をお示ししておりますが、岩手海区からは湊前会長を互選し、委員に就任いただいていたところでございます。

今回は、第6期の残りの期間及び第7期を務める委員を互選いただくことになります。

次に、広域漁業調整委員会委員の選出根拠について御説明いたしますので、5ページを御覧願います。漁業法の抜粋でございます。

関係する箇所を太字として表記しておりますが、第152条第1項で、全国に3つの広域漁業調整委員会を設置することが規定され、第153条第2項で「太平洋広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。」として、第1号で「太平洋の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が都道府県ごとに互選した者各1人」と規定されており、この委員の互選になります。

4ページを御覧願います。岩手海区の歴代委員の一覧表ですが、これまで、会長が互選されてきたところでございます。

続いて1ページを御覧願います。令和7年5月15日付けで県農林水産部水産振興課総括課長から当委員会の会長あてに提出された依頼文書の写しでございます。

標題は「太平洋広域漁業調整委員会委員の互選結果の報告について（依頼）」。

本文ですが、「別添のとおり水産庁から依頼がありましたので、貴委員会で互選の上、互選された委員の履歴書及び互選に係る議事録各1部を添付し、次の事項について令和7年7月17日までに報告いただきますようお願いいたします。」とあり、水産庁からの依頼文書写しが添付された文書となっております。

以上が本議案の説明となります。

太平洋広域漁業調整委員会委員の互選につきまして、御協議をお願いいたします。

亘理会長

ただ今、第4号議案について、事務局から説明がありましたが、委員の互選は、いかがすればよろしいでしょうか。

(砂田委員「はい」の発声)

亘理会長

砂田委員お願いします。

砂田委員

亘理会長を推薦いたします。

(「異議なし」の発声あり)

亘理会長

ただ今、私、亘理委員を推薦という御発言がございましたが、他にございませんか。

(「異議なし」の複数の発声あり)

(島田委員挙手)

亘理会長

島田委員、どうぞ。

島田委員

岩手県立大学の島田です。全国から互選された名簿を拝見しますと必ずしも会長が委員になっていないようです。ただこれまで岩手からは会長が互選という形でやられている。こういった理由か分かりますか。何故会長だけが選ばれているのか。

横沢事務局長

各県によっては、会長が学識経験者の方が務めている海区もございます。そのため今回漁業者を主とするということになっておりますけれども、必ずしも漁業者でない方が会長を務めている海区もございますことから、各海区において、くろまぐろ資源に関係のある漁業者の方を委員に選出されているような状況でございます。

島田委員

そうすると、学識経験者が望ましいというような考え方ですか。

横沢事務局長

各海区によって、学識経験者の方が会長を務めている場合もありまして、その際にそのまま会長の方が太平洋広域漁業調整委員会の委員として必ずしもその方ではなくて漁業者の、特にくろまぐろ資源等に関係の深い委員の方が相応しいということで、選ばれている実態もございますので、必ずしも会長が委員に名を連ねていないという状況でございます。

島田委員

私、今期から委員になり、各委員のバックグラウンドについて存じ上げませんから、なかなか判断が難しいと思っております。因みにくろまぐろ資源について、精通されている委員はこの中でどなたかわかりますか。

横沢事務局長

この場合は、精通というよりも、特にもこちらでは、漁業者委員の方が定置漁業において、くろまぐろ資源に関わっておられます。当然、くろまぐろ資源についてだけ協議する委員会ではございませんけれども、広域魚種の資源についても協議する委員会でもありますけれども、うちの方では漁業者委員の代表者として各組合長さんが選ばれて、組合長さん方は、それぞれ自営定置に関して、それぞれまぐろについてもそれも含めてそれぞれ各魚種の資源について関係が深いということで、漁業者委員が主としてこの委員会で選出されている状況でございます。

亘理会長

島田先生、よろしいですか。

島田委員

そうですね。あまり色々聞いてもだめで、出てこないと思いますから。まずこれで。

亘理会長

よろしいですか。

山崎委員

先生、聞こえないのでもう少し高い声で発言願います。

島田委員

皆さんのバックグラウンドを知りたいのですが、お時間許せば教えてもらいたいのですが、いかがでしょうか。くろまぐろ資源に詳しい方はどなたか、教えてください。

横沢事務局長

必ずしもくろまぐろについて、生態について詳しいという話だけではなくて、くろまぐろは、今、資源管理をして各漁協等で数量調整をしながら漁獲しているような状況でして、そういった漁業調整の観点から関係が深いというお話で先ほど説明したところでございます。

島田委員

簡単に質問しないと耳が遠いようなので、伝わらないと思いましたから、今のような質問をしました。委員の皆様のバックグラウンドを知りたい。そうしないと判断ができない。わかりますか？誰がこの岩手から互選されれば望ましいかどうかということを決めるんですね。もう少し情報が欲しい。私就任したばかりで分からないことばかりなので、そういった配慮をしてもらいたいということです。時間がないのであれば構いません。今後そういう姿勢で資料等を提供していただきたい。わかりますか。聞こえますか。

(山崎委員挙手「はい」の発声)

山崎委員

私、漁業協同組合の組合長をやらせてもらっています。そういう立場ですので、漁業全般、まぐろも入りますが、全部、養殖から磯漁、釣り、定置網。漁業協同組合の組合長がほとんどですよ。あとは学識経験の先生方ですね。中身はどうか、組合長の一言で全て通じますから。

島田委員

漁協の組合長さんということは理解しています。今回選任したいのは、より広域な漁業に関する国の観点からいろいろ計画したり、考える立場にふさわしい人を選ぶということです。なので、もちろん近海に詳しいのは理解できるのですが、より高い、若しくは広い視点から国の案件について審議できる方を選ぶということなので、ふんわりしたバックグラウンドではなくて、もう少し詳しい情報ですとか、判断しやすいような資料を提供してもらいたい。

(山崎委員挙手「はい」の発声)

山崎委員

先生にとりあえずお話しするけれども、皆さんが、代表に誰れさんが良いと選んだのであれば、それでいいことにするべし。それならどなたがいいのか。

島田委員

私は、皆さん一人一人のバックグラウンドが分からないからこういう聞き方をしているんです。

山崎委員

だから重茂漁業協同組合の組合長。15名のうち、8名が漁協の組合長。

島田委員

まあ、進めてください。

(平井委員「ちょっといいですか」の発言)

平井委員

岩手大学の平井でございます。たぶんこの中で水産の研究をやっているのは私だけだと思うんですけど、私の専門は養殖なので、資源管理のところが本当にプロかと言われるれば、自信の無いところでございますけれども、私が知り得る限りのお話をさせていただくと、まぐろに関しては国際的な資源管理の枠組みが、まず全地球的なレベルのものがあまして、それで我々日本の近海のまぐろに関しては、北太平洋のまぐろ資源管理委員会というのがありまして、当然そこで水産庁が国を代表して交渉に入られる訳ですけれども、そこで資源量の評価であったりとか、あるいは各国の漁獲可能量とかの枠組み、最近テレビでもよく出ますけれども、国際交渉の会議が、まず日本全体として獲って良い量が決められちゃうんですね。その後、国内では、日本に割り振られた量の中で、それを各地域にどう割り振るかということが決められて、沿岸域に関しては各都道府県の知事さんが、その割当を決める。この海区での主な仕事というのは、岩手県に割り振られた枠を各漁協さんだったり漁業者さんにどう割り振るかというところが、この海区委員会の主たる仕事だと思います。一方で、日本全体に割り振られた枠を各県にどう割り振るかというところの相談するのが、多分この委員会の役割だと思うんですけど、そこには、大臣許可といって、沿岸から離れたところでまき網なんかとか、延縄なんかで大量に獲っていらっしゃるような漁業会社さんが、操業されていて、岩手県の場合は、まき網の漁業者はいないので、沿岸の定置網で漁獲されている方がほとんどで、これは、知事許可枠に入りますが、なので伝統的に岩手海区からは会長を推薦してきたことの経緯はですね、岩手県内でくろまぐろを主に獲っていらっしゃるのは、定置網の漁業者さんで、定置網の大部分が漁協さんが運営されていることで、その代表者である会長さんが推薦されてきたという経緯があると思います。結局、漁場のことを一番良く御存じであること、先ほど先生がおっしゃった生態であったり資源量とかいうところに関しては、この魚、まぐろは、非常に広域を回遊する魚ですので、岩手県単独とか、あるいは太平洋沿岸の県だけでというような話のレベルではない、全地球レベルの話にな

る訳で、国の機関が、水研機構さんが中心となって資源調査をやってらっしゃって、それを基準とした漁業交渉が行われてきている。この漁業調整委員会というのは、そこで決められた漁獲可能量を国内にどう配分するかというところの話になってくると思いますので、先生が心配されている御懸念というのは、国の方でしっかりやったださっていると私は考えます。

島田委員

わかりました。ありがとうございます。

(熊谷委員「いいですか」の発声)

亘理会長

熊谷先生どうぞ。

熊谷委員

先ほど事務局長さんからのお話で、この委員会はくろまぐろに特化した委員会ではないというお話がありました。本県を代表する委員を今、選出するということですので、我々この会議の会長として、前回、亘理会長さんを互選させていただきました。我々の会を代表するに適任であるということで、亘理会長さんを太平洋広域漁業調整委員会の委員として推薦の声が上がったものと理解しております。それで構わないのでしょうか。議事の進行をお願いします。

亘理会長

熊谷先生から、御支持と御指導がありましたが、皆様よろしいですか。

(「はい」の発声が多数)

亘理会長

島田先生、よろしいですか。いかがでしょう。

島田委員

あの、ちょっと。国の話を理解できる人に行ってもらいたいというふうに私は思います。

山崎委員

理解できる人だと思います。我々の選んだ会長だもの。熊谷先生のお話のとおり、私は大賛成。

亘理会長

あれだな、なんだか小馬鹿にされているようだな先生。

島田委員

私、皆さんのことが分からないので判断に困るのです。もう一つ、せめて自己紹介してもらったり、なんなりあればいいですが。この場でしてもらっても。

亘理会長

わかりました。

(山崎委員、畠山委員から議事を進めるよう発声あり)

亘理会長

先ほどの推薦ということでございまして、余り乗り気でないけれども、私を委員に推薦ということで、賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

亘理会長

全員ということではありませんので、賛成多数でございますので、私が委員に選出するということで決定いたします。

第4号議案終了

亘理会長

次に「その他」に移ります。

委員の皆様から、委員会で共有したい情報などは、ございませんか。

（平井委員「よろしいですか」の発声）

平井委員

昨日釜石でですね、森山技監が会長をやられている連携推進会議というのがありまして、私もその委員もやらせて頂いているんですが、テーマは魚類養殖についてということで、お話がありました。その場でも私意見させていただいたんですが、岩手県の水産業これからどうしていくのか、今温暖化で大分厳しいという状況ですので、例えば今日もありましたようにサーモン養殖のような業界全体の構造改革みたいなことも求められるタイミングだと思うんですけども、その会議に参加されてた委員の方々のというのが、行政の方以外で見ると、加工屋さん達と増殖協会の方とかで、サーモン養殖が盛んになって水揚量が増えていることは非常にいい事だと思うんですけども、地元の加工屋に魚が回らないと、全部頭越しに県の外に持って行ってしまうという話がありました。私がその時に意見として申し上げたのは、岩手県の水産業をこれからどうしていくんだという話をする場ですね、実際に海で養殖をやられている漁業者の方がいないというのは、やはりちょっとそういう議論をする場としてはどうなんだろうと、海区で相談することになるかどうか分かりませんが、これから先もたぶん海の方の免許申請というのがこの会議で出てくると思いますので、振興課の方でどういう事業者の人が適任か、免許する相手先としていいのかというような判断をする時にもやっぱり岩手県の水産業をこれからどうして行くんだということをいろんな立場の方でしっかり相談をしていただいて決めていくのが大事じゃないかなと思いました。話題提供ということでお話をさせていただきました。森山技監、何かありましたら補足をお願いします。

森山水産担当技監

水産担当技監の森山でございます。先ほど平井委員の方からお話がありました。昨日、いわて水産連携推進会議という会議がありまして、これは岩手県の不漁対策ということでですね、これまで岩手県と関係団体のリボーン宣言という形で取組を進めていたんですが、

加工業者なり、あとは流通関係業者の方も含めて自分たちで方向性を決めて行こうという会議でございます。その中で一つ、サーモン養殖をテーマに昨日話をした訳なんですけれども、今後生産拡大なり、産地としてのピーアールそういったものを共有していこうという話になりました。平井委員が退席された後に、今後の検討につきましては、生産者を含めたワーキンググループを作成して、その中で検討していこうということが、昨日の会議で決まりました。その人選等については、今後検討させていただきたい。情報提供でございます。この海区漁業調整委員会は、漁業調整を主体とする会議でございますので、サーモン養殖の取扱いについては、別途ワーキンググループの中で検討を進めていきたいと考えています。

亘理会長

ありがとうございます。

県から、情報提供は、ございませんか。

野澤漁業調整課長

ございません。

亘理会長

ありがとうございます。事務局から何かありましたらお願いします。

横沢事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。

先ほどの第3号議案で決定いただきましたとおり、6月24日火曜日午後1時30分からこの会場で公聴会を開催いたします。公聴会終了後、引き続き第454回委員会を開催いたしまして、海区漁場計画の変更案等の議案を御審議いただく予定としておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

亘理会長

それでは、これで本日の日程は全て終了いたしますので、これにて委員会を閉会いたします。

皆様、本当に御苦勞様でございました。ありがとうございました。

終了（午後2時20分）
